新株予約権			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
営業権相当額	△	△			
のれん相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
企業結合により計上される無形固定資産相額	△	△			
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△			
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
繰延税金資産の控除前の［基本的項目］計（上記各項目の合計額）			ＰＤ／ＬＧＤ方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
繰延税金資産の控除金額	△	△	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つＩ／Ｏストリップス		
基本的項目　(A)					
償還を行う蓋然性を有する株式等					
海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
			控除項目不算入額	△	△
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			控除項目　(E)		
			自己資本額（Ｄ－Ｅ）　(F)		
一般貸倒引当金					
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額					
			資産(オン・バランス)項目		
負債性資本調達手段等			オフ・バランス取引等項目		
負債性資本調達手段			マーケット・リスク相当額を８%で除して得た額		
期限付劣後債務及び期限付優先株					
			オペレーショナル・リスク相当額を８%で除して得た額		
			信用リスク・アセット調整額		
			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
			リスク・アセット等計　(G)		

補完的項目不算入額	△	△	Tier１比率（Ａ／Ｇ）	%	%
補完的項目　(B)			自己資本比率（Ｆ／Ｇ）	%	%

（記載上の注意）

1　本表には、銀行法第14条の２に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

2　本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。

3　「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の２第１項第３号ロ⑽に規定する単体自己資本比率をいう。

4　「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。

5　「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。

6　「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。

7　単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

8　平成19年３月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

9　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

10　遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

別紙様式第111号第１の13を次のように改める。

13　自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
普通株式等Tier１資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				